

## 役員選出規定

設定 昭和 58 年 12 月 4 日

(目的)

第 1 条 この規定は、自治会規約第 10 条にもとづく役員の選出について適用する。

(役員選出委員会)

第 2 条 (1) 役員の選出は、次期運営委員予定者により構成される役員選出委員会が、これにあたる。  
(2) 次期運営委員予定者は、各班の協議により、これを選出する。

(役員の選出・会長、副会長、事務局長)

第 3 条 (1) 会長および副会長は、原則として、立候補制、ならびに会員による推薦制にもとづき選出する。  
(2) 会長または副会長の候補者の数が定員をこえるときは、総会において会員の無記名投票によりこれを決定する。  
(3) 会長または副会長の候補者が存在しないときは、運営委員予定者のなかから選出する。  
(4) 前各項によって選出された会長および副会長は、総会の承認をえて就任する。  
(5) 事務局長は副会長のうち 1 名がこれにあたる。

(役員の選出・運営委員)

第 4 条 (1) 運営委員は、各 1 棟を 1 班とし、原則として各班より 1 名宛選出する。  
(2) 選出された運営委員は総会の承認をえなければならない。

(役員の選出・監事)

第 5 条 (1) 監事は会員のなかから運営委員予定者によって構成される役員選出委員会がこれを選出する。ただし、やむを得ないときは、運営委員予定者のなかからこれを選出する。  
(2) 前項但書によって選出された監事は、運営委員を兼任することはできない。  
(3) 監事に選出された者は総会の承認をえて就任する。

(候補者の選出手続)

第 6 条 (1) 会長および副会長に就任しようとする者は、あらかじめ役員選出委員会に届け出なければならない。  
(2) 会長および副会長候補者の受付期間等は役員選出委員会ですべてこれを決定し、原則として相当期間内公示するものとする。

(改正)

第 7 条 この規定は、自治会規約と一体をなすものとし、その改正については同規約 32 条の規定を準用する。

(本規定の解釈)

第 8 条 この規定の解釈に疑義が生じたときは、条理にもとづき役員選出委員会がこれを審議し決定する。

(施行期日)

第 9 条 この規定は昭和 58 年 12 月 4 日より施行する。